令　和　8　年　11　月　20　日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社岡島電設工業
奈良県奈良市三条大路2－2－54　TMOビル101号室

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　8　年 11 月 20 日 ～ 令和　9　年 1 月 19 日　（ 2 ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3　指名停止理由

株式会社岡島電設工業は、京都府木津川市内の建築工事（一般工事）において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、令和8年5月1日付けで奈良県知事から監督処分（営業停止7日間）を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内